

麦・大豆保管施設整備事業実施要領

制 定 令和3年1月28日付け2政統第1957号

一部改正 令和3年4月6日付け3政統第23号

一部改正 令和3年12月20日付け3農産第2235号

農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

麦・大豆保管施設整備事業の実施に当たっては、麦・大豆保管施設整備事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1954号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 補助事業者

実施要綱に掲げる補助事業者は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 実施要綱第3の2の（1）に掲げる者については、以下の（1）から（6）までに定める基準を満たすこと。
 - （1）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。
 - （2）保管施設及びその附帯設備並びに保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設（以下「保管施設等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。
 - （3）保管施設等の利用料金を設定する場合は、原則として、施設等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。
 - （4）代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
 - （5）コンソーシアム規約において、（4）に掲げる各手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - （6）各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 2 実施要綱第3の2の（2）に掲げる者については、以下の（1）から（4）までに定める基準を満たすこと。
 - （1）代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - （2）事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - （3）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
 - （4）農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

第3 事業対象

国産の麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び国産の大豆の保管施設等とする。

第4 事業実施計画の基準

別記様式第1号による事業実施計画には、実施要綱第2の1の必要事項に加え、実施要綱第2の2の安定供給計画を添付することとする。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む5年間で設定する。

第5 事業の内容等

1 成果目標

成果目標は、採択時において、別紙1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めたとおりとする。

2 採択基準

補助事業者の選定に当たっては、地方農政局等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局をいう。）において申請者から提出された申請書類の適正性を審査し、別紙1の採択基準に基づき採点を行い、最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請が複数あった場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとする。

3 施設の補助対象基準

(1) 本事業で整備する施設等については、別紙2に定める施設等の補助対象基準を満たすものとする。

(2) 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

(3) 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(4) 地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第10による事業の評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効果的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該補助事業

者に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

- (5) 事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (6) 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- (7) 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- (8) 施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (9) 地方農政局長等は、補助事業者がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (10) 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、補助事業者は、別記様式第3号に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- (12) 本事業の補助対象経費や事務手続については、本要領及び表・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める表・大豆保管施設整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い（令和3年12月20日付け3農産第2236号農林水産省農産局長通知）によるものとする。

- (13) 保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

4 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 周辺景観との調和

施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

(4) 管理運営

ア 管理運営

補助事業者は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、補助事業者が行うものとする。

ただし、補助事業者が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって地方農政局長等が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、補助事業者の代表者（補助事業者がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(5) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

第6 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第7 実施基準

- 1 実施要綱第3の2の(2)に定める者が補助事業者となる場合において、受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 2 補助事業者は、麦・大豆保管施設整備事業の実施後においても第5の1の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。
- 3 補助事業者は、国が麦・大豆保管施設整備事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第8 事業実施の手続

- 1 補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- 2 補助事業者は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の実施要綱及び本要領に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1に準じた手続を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 成果目標の変更

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、補助事業者は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、補助事業者は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 補助事業者は、事業実施年度から成果目標(別紙1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めた目標)の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画(安定供給計画は、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間)の達成状況について、翌年度の6月末までに、別記様式第3号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦及び大豆を放出した場合は、その判断理由及び販売先、数量等を記載することとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成

や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、補助事業者に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 3 国は、補助事業者に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求められることができるものとする。

第10 事業の評価

- 1 補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の6月末までに自ら評価を行い、別記様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して別記様式第5号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあって、補助事業者から成果目標の変更又は改善計画が提出され、地方農政局長等が妥当と判断した場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、交付要綱第10に定める変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- 5 国は、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、指導するものとする。

第11 推進指導

国は、本事業の適正かつ効果的な推進のため、本事業の実施についての推進指導を行い、本事業の円滑な実施を図るものとする。

第12 不正行為等に対する措置

国は、補助事業者が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、補助事業者に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第13 その他

農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 政統第 1957 号）

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 6 日付け 3 政統第 23 号）

- 1 この通知による改正は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2235 号）

- 1 この通知による改正は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別紙1 採択基準

区分①から⑤までの合計ポイントが20ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本事業の実施要綱、実施要領に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定を取り消されたことがある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備する保管施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2%に満たない場合

区分	評価項目	採択基準	ポイント
①国産麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・当該施設に出荷する農業者の国産麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
②安定供給体制の確立	・当該施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	不採択
③保管効率	・整備施設の目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)÷保管量(t))	10万円未満	5
		10万円以上15万円未満	4
		15万円以上20万円未満	3
		20万円以上25万円未満	2
		25万円以上	1
④公益性	・安定供給計画における、不作等による国内供給量減少時の実需者の数	50社以上	5
		30社以上	4
		20社以上	3
		10社以上	2
		10社未満	1
加算ポイント			
⑤以下の2点に該当する場合 ・当該施設に出荷する農業者が参加する「麦・大豆産地生産性向上計画」が策定されている又は策定される蓋然性があること ・補助事業者による当該施設の整備に関する事項について当該計画に定められていること			3

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

別紙2 補助対象基準

施設等名	補助対象基準
<p>麦・大豆保管施設等</p>	<p>(施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合を規定していること。 ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。 ・複数の実需者が受益者であること。 <p>(施設等の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等への国産麦・大豆の受入の方針を定めていること。 ・施設等に受け入れた国産麦・大豆の保管・販売・更新の方針を定めていること。 ・不作等に備え、必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。 ・不作等による国産供給量減少時、安定供給に資するための方針を定めていること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産麦・大豆の保管と処理加工に不要な施設等は補助対象外とする。

補助事業者の名称

--

補助事業者の概要

--

(注) コンソーシアムの場合は、各構成機関の役割分担等についても記載してください。

1 対象作物・事業実施年度・目標年度

対象作物名		事業実施年度	令和3年度	目標年度	令和5年度
-------	--	--------	-------	------	-------

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

2 事業の目的・効果

(1) 事業の目的

(注1) 目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載してください。

(注2) 本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載してください。

(2) 事業により期待される効果

(注1) 施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載してください。

(注2) 既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載してください。

3 整備する施設が収集範囲とする地区

(1) 施設等が収集範囲とする地区

地区名	産地計画の有無	地区名	産地計画の有無	地区名	産地計画の有無	地区名	産地計画の有無
〇〇県〇〇市		〇〇県〇〇郡〇〇町		〇〇県〇〇市〇〇地区			

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 地区とは、市町村（地域再生協議会）の範囲を標準としますが、農業地域類型一覧表の旧市区町村の範囲で設定することも可とします。

その場合、「農業地域類型について」（農水省ホームページ）https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiiki_ruikei/setsume.htmlの、農業地域類型一覧表（平成29年度改定）の表の旧市区町村の欄を参照してください。

(注3) 収集範囲とする地区のうち、麦・大豆産地生産性向上計画を作成している地区（予定を含む。）については、「産地計画の有無」の欄に〇印を付けてください。

(2) 当該施設に出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

	令和2年度 (事業実施前年度)	令和3年度 (事業実施年度)	令和4年度 (2年目)	令和5年度 (目標年度)
栽培面積計	ha	ha	ha	ha
品種名:	ha	ha	ha	ha
品種名:	ha	ha	ha	ha
品種名:	ha	ha	ha	ha
収穫量計	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト
販売量計	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト
品種名:	ト	ト	ト	ト

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 栽培面積計の欄の品種と収穫量計の欄の品種と販売量計の欄の品種は品種名の順を揃えていただき、記入してください。

(注3) 別記様式第3号及び別記様式第4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

4 施設等の整備

(1) 施設等を整備する場所

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得予定	備考
	市 町 番地 村	m ²		

(注1) 「用地の取得予定」の欄は、本事業に施設の新設で採択された場合、取得する予定の用地の取得予定時期等について記載してください。

(注2) 「用地の取得予定」の欄については、本事業で施設を改修予定の場合は、記載する必要はありません。

(2) 施設等の整備内容

施設等名	整備内容(区分、構造、規格、能力等)

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 本事業で整備する施設等の詳細について、事業内容欄に記載してください。

5 事業費

(1) 事業費の内訳

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	備考
		(円)	国庫補助額	都道府県費	市町村費	その他		

(注1) 記入欄が足りない場合は、追加してください。
 (注2) 本表への記載内容の詳細と金額の根拠がわかる書類を添付してください。

(2) 補助対象施設を担保に供し、国が行っている制度融資から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

6 計画の採択基準

補助対象経費①	千円	補助金額②	千円
当該施設に出荷する農業者が収穫する対象作物の量 ^(※1) ③			トン
当該施設に出荷する農業者が収穫する対象作物の量(目標年度) ④			トン
当該施設における安定供給を目的とした保管数量 ^(※2) ⑤			トン
補助事業者の対象作物の取扱数量 ^(※3) ⑥			トン
採択基準1 ^(※4) (④/③)			%
採択基準2 ^(※5) (⑤/⑥)			%
採択基準3 (①/⑤)			円/トン
採択基準4			社
採択基準5 (産地計画の策定地区数(予定を含む。))			地区

※1 直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均とする。
 ※2 本事業の実施により新たに生じる保管可能数量について記載してください。
 ※3 直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均値とする。
 ※4 算定結果を百分率で記載してください。
 ※5 算定結果を百分率で記載してください。

(注1) 採択基準1～5は、別紙1の採択基準の表の区分の欄の①～⑤のとおりです。
 (注2) 採択基準4の欄は、(別表)安定供給計画の2と整合させてください。

○添付書類

- 概算設計書、見積書等事業の積算根拠となる資料(別添1)
- 施設の規模算定根拠(別添2)
- 施設の能力、稼働時間等の詳細(別添3)
- 位置、配置図、平面図、施設の管理運営規程(別添4)
- コンソーシアム規約(案)(コンソーシアムを設置して、本事業の実施を希望する場合)(別添5)
- その他、参考となる資料(参照した統計資料)等(別添6)

(別表) 安定供給計画

1 施設の保管量の計画

	令和2年度 (事業実施前年度)	令和3年度 (事業実施年度)	令和4年度 (2年目)	令和5年度 (3年目)	令和6年度 (4年目)	令和7年度 (目標年度)
保管量計(各年度の〇月時点)	トン	トン	トン	トン	トン	トン
品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン
品種名:	トン	トン	トン	トン	トン	トン

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。別途、計画(様式任意)を作成、提出いただいても構いません。

2 不作等による国内供給量減少時や更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)時、施設に保管された麦・大豆を引き取る実需者

社名等	住所	不作等発生時、更新時の別	備考
〇〇製粉株式会社	〇〇県〇〇市〇〇・・・	不作等発生時、更新時とも	不作等発生時は●トン(●.●%)、更新時は●トン(●.●%)
〇〇産業株式会社	〇〇府〇〇郡〇〇町〇〇・・・	不作等発生時	不作等発生時は●トン(●.●%)

(注1) 記入欄が足りない場合は追加してください。別途、計画(様式任意)を作成、提出いただいても構いません。

(注2) 不作等による供給量減少時の麦、大豆の供給先となる予定の者(実需者)だけでなく、施設に保管された麦・大豆の更新(保管している旧穀と新穀の入れ替え)時に引き取る予定の者(実需者)の社名、住所等も記載してください。

(注3) 本欄に記載する実需者との間で、本欄の記載内容についての契約締結等は必須としませんが、具体的な引き取り数量や手法について合意しておくこととします。

(注4) 備考欄については、社名等の別に、不作等による国内供給量の減少時に引き取る麦・大豆の量が保管全量に占める割合等を記載してください。

3 麦・大豆保管施設等への保管量の確保・不作等発生時の放出方針

<p>(記載例)</p> <p>受入方針: 〇月にコンソーシアムの構成員である産地〇〇と〇〇から〇トンを受入れる。</p> <p>保管方針: 紙袋・フレコン等の保管方法、常温・定温(〇度)等の温度管理、棚上げ・回転等の更新方針を記載する。</p> <p>放出方針: 不作等による供給量のひっ迫状況を判断するため、〇カ月に1回関係者による検討会を実施する。 単収が直近5か年平均の単収を〇割下回ったら自動的に放出する。 放出する際の販売価格は〇〇に基づき決定する。</p> <p>保管数量の考え方: 産地品種銘柄〇〇の生産量の〇割、コンソーシアム参画企業〇社の年間麦・大豆使用量の〇割を保管する。</p> <p>保管数量を確保するための方針: 保管量確保のために産地〇〇において作付面積を〇ha増加させる。生産量が〇tを上回った場合その量を保管する。</p> <p>安定供給体制の構築方針: コンソーシアム構成員の産地〇〇と実需〇社との間で需要動向と生産動向についての情報交換会を年に〇回実施する。</p>
--

4 年度別の安定供給（放出）計画

事業 実施 年度	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。										
	(実績) ※実績については申請時には記載不要です（以下同じ）。										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①	—	トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
2 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
3 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③	—	トン		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	

4 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③		—		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	
5 年 目	(計画) (記載例) ・令和〇年〇月に〇県産〇を〇トンを入庫する。 ・不作や需要拡大により年度途中で実需からの販売要請があった場合には放出する。 ・不作等で放出した場合、保管能力が維持されるよう、〇〇により保管量の確保に努める。 ・不作等で放出しない場合、令和〇年〇月に〇年産〇県産〇を〇トン実需者に販売することにより更新し、保管量〇トンを確保する。										
	(実績)										
		年度当初		第1・四半末時点		第2・四半期末時点		第3・四半期末時点		第4・四半期末時点	
	前期からの繰越量①		トン		トン		トン		トン		トン
	入庫量②		トン		トン		トン		トン		トン
	出庫量③		—		トン		トン		トン		トン
	うち、不作等による国内供給減少を受けた放出量		トン		トン		トン		トン		トン
保管量④ (①+②-③)		トン		トン		トン		トン		トン	

(注1) 記入欄が足りない場合は追加してください。

(注2) 記載例を参考に、年度別の安定供給に向けた取組(入庫、保管、不作等発生時の出庫(放出)、更新による出庫(放出))の計画を記載してください。

(注3) 実績欄は実施状況報告用の欄ですので申請時には空欄にしてください。